

(写)

長門市告示第 12 号

令和 6 年 3 月長門市議会定例会招集告示（令和 6 年長門市告示第 8 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 6 年 2 月 20 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 34 号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 35 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 36 号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 37 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議 案

第 34 号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第 35 号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 36 号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 37 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 34 号

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年長門市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第 1 章 総則 （基本方針） 第 2 条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「 <u>地域包括支援センター</u> 」という。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） 第 2 章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第 4 条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利</u>	本則 第 1 章 総則 （基本方針） 第 2 条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター _____、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） 第 2 章 人員に関する基準 （従業者の員数） 第 4 条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、 <u>利</u>

用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 15 条第 26 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 3 章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)

用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(新設)

(管理者)

第 5 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 3 章 運営に関する基準
(内容及び手続の説明及び同意)

文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針

文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針

は、第 2 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) (略)

(13)の 2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(14) 介護支援専門員は、第 13 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回 _____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者

は、第 2 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(13) (略)

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第 13 号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(新設)

するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(18)の 2 (略)

(18)の 3 (略)

(19) (略)

(19)の 2 (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務

イ (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、
指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務

の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) (略)

(揭示)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第 15 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 29 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) (略)

(揭示)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) 第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 33 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第 9 条（第 32 条において準用する場合を含む。）及び第 15 条第 28 号（第 32 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 _____

_____ により行うことができる。

2 (略)

第 33 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第 9 条（第 32 条において準用する場合を含む。）及び第 15 条第 28 号（第 32 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 項第 2 号及び第 33 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この条例の規定による改正後の長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例第 32 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第 35 号

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長門市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 47 条第 4 項第 5 号、第 64 条第 1 項、<u>第 65 条第 1 項</u>、第 82 条第 6 項、第 83 条第 3 項及び第 84 条において同じ。）</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>(削る)</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>第 2 節 人員に関する基準</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第 6 条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 110 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 47 条第 4 項第 5 号、第 64 条第 1 項、<u>第 65 条</u>、第 82 条第 6 項、第 83 条第 3 項及び第 84 条において同じ。）</p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）</u></p>

法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第240条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概

法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

(8) (略)

(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概

要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第 42 条（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4)（略）

(5) 第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 夜間対応型訪問介護

第 2 節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（新設）

（記録の整備）

第 42 条（略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)・(4)（略）

（新設）

(5) 第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 夜間対応型訪問介護

第 2 節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第 65 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、第 110 条第 9 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、_____、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えな

第 65 条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは_____

_____指定介護療養型医療施設の運営（第 82 条第 7 項、第 110 条第 9 項及び第 191 条第 8 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えな

い。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

い。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(5) (略)

(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 70 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 219 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第 5 章 小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 82 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設 _____	介護職員

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第 219 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第 5 章 小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 82 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であ	介護職員
---	--	------

	又は 介護医療院	
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で

	るものに限る。）又は 介護医療院	
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第 83 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 193 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で

定める者をいう。次条、第 111 条第 3 項、第 112 条、第 192 条第 3 項及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 92 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するこ

定める者をいう。次条、第 111 条第 3 項、第 112 条_____及び第 193 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第 4 節 運営に関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 92 条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(新設)

と。

(8) (略)

(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 106 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第 107 条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 92 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(8) (略)

(新設)

(記録の整備)

第 107 条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 92 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<p><u>対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p>	
<p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>7 (略)</p>	2 (略)
<p>8 (略)</p>	3 (略)
<p>(記録の整備)</p>	(記録の整備)
<p>第127条 (略)</p>	第127条 (略)
<p>2 指定認知症対応型共同生活介護事</p>	2 指定認知症対応型共同生活介護事

業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第212条、第217条、第218条第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第212条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第217条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、

業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)
- (準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第212条、第217条、第218条第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第212条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第217条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第218条第1項

第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護事業者」と、第 101 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 130 条 (略)

2～6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 149 条において準用する第 106 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 99 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護事業者」と、第 101 条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 130 条 (略)

2～6 (略)

7 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

8～10 (略)

(新設)

は、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。 (新設)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 (新設)

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 (新設)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。 (新設)

7 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介

2 (略)

(記録の整備)

第148条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介

護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8) (略)
- (準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第99条、第106条の2、第212条、第216条、第217条及び第218条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第212条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第217条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第218条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につい

護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
 - (2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録
 - (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (8) (略)
- (準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第99条、_____第212条、第216条、第217条及び第218条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第212条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第217条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第218条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につい

て知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士
(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要

て知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員
(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) (略)

9～17 (略)

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室

医療法____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要

身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> は、<u>第 2 種協定指定医療機関との間</u> <u>で、新興感染症の発生時等の対応を</u> <u>取り決めるように努めなければなら</u> <u>ない。</u></p>	(新設)
<p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> は、<u>協力医療機関が第 2 種協定指定</u> <u>医療機関である場合においては、当</u> <u>該第 2 種協定指定医療機関との間</u> <u>で、新興感染症の発生時等の対応に</u> <u>ついて協議を行わなければなら</u> <u>ない。</u></p>	(新設)
<p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> は、<u>入所者が協力医療機関その他の</u> <u>医療機関に入院した後に、当該入所</u> <u>者の病状が軽快し、退院が可能とな</u> <u>った場合においては、再び当該指定</u> <u>地域密着型介護老人福祉施設に速や</u> <u>かに入所させることができるように</u> <u>努めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>6 (略) (記録の整備) 第 176 条 (略)</p>	<p>2 (略) (記録の整備) 第 176 条 (略)</p>
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から 2 年間保存し なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 155 条第 2 項の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等 の記録</p> <p>(3) <u>第 157 条第 5 項の規定による</u> 身体的拘束等の態様及び時間、そ の際の入所者の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条 <u>の規定による市への通知に係る記</u> <u>録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条 第 2 項<u>の規定による苦情の内容等</u> の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項<u>の規定による事故の</u> 状況及び事故に際して採った処置 についての記録</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、入所者に対する指定地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護の 提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から 2 年間保存し なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 155 条第 2 項に規定する提</u> 供した具体的なサービスの内容等 の記録</p> <p>(3) <u>第 157 条第 5 項に規定する身</u> 体的拘束等の態様及び時間、そ の際の入所者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第 28 条 <u>に規定する市への通知に係る記</u> <u>録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第 38 条 第 2 項<u>に規定する苦情の内容等</u> の記録</p> <p>(6) 前条第 3 項<u>に規定する事故の状</u> 況及び事故に際して採った処置に ついての記録</p>

(7) (略)

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 106 条の 2、第 212 条、第 216 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

第 5 節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 3 款 運営に関する基準

(勤務体制の確保等)

第 187 条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(7) (略)

(準用)

第 177 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条_____、第 212 条、第 216 条及び第 218 条第 1 項から第 4 項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 168 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

第 5 節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 3 款 運営に関する基準

(勤務体制の確保等)

第 187 条 (略)

2～4 (略)

(新設)

5 (略)

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 106 条の 2、第 212 条、第 216 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項

(準用)

第 189 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 106 条の 2、第 212 条、第 216 条、第 218 条第 1 項から第 4 項まで、第 153 条から第 155 条まで、第 158 条、第 161 条、第 163 条から第 167 条まで及び第 171 条から第 176 条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「第 186 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 13 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 212 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 5 節」と、第 218 条第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 167 条中「第 158 条」とあるのは「第 189 条において準用する第 158 条」と、同条第 5 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同条第 6 号中「第 177 条」とあるのは「第 189 条」と、同条第 7 号中「第 175 条第 3 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 175 条第 3 項」と、第 176 条第 2 項第 2 号中「第 155 条第 2 項」とあるのは「第 189 条において準用する第 155 条第 2 項」と、同項第 3 号中「第 157 条第 5 項」とあるのは「第 182 条第 7 項」と、同項

第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(削る)

(4) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし_____、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の
具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居
宅介護の方針は、次に掲げるところ
によるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介
護は、利用者が住み慣れた地域で
の生活を継続することができるよ
う、利用者の病状、心身の状況、
希望及びその置かれている環境を
踏まえて、通いサービス、訪問サ
ービス及び宿泊サービスを柔軟に
組み合わせることにより、当該利
用者の居宅において、又はサービ
スの拠点に通わせ、若しくは短期
間宿泊させ、日常生活上の世話及
び機能訓練並びに療養上の世話又
は必要な診療の補助を妥当適切に
行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介
護事業者は、身体的拘束等の適正
化を図るため、次に掲げる措置を
講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のため
の対策を検討する委員会（テレ
ビ電話装置等を活用して行うこ
とができるものとする。）を3
月に1回以上開催するととも
に、その結果について、看護小
規模多機能型居宅介護従業者に
周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のため
の指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護
従業者に対し、身体的拘束等の
適正化のための研修を定期的に
実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の
具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居
宅介護の方針は、次に掲げるところ
によるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介
護は、利用者が住み慣れた地域で
の生活を継続することができるよ
う、利用者の病状、心身の状況、
希望及びその置かれている環境を
踏まえて、通いサービス、訪問サ
ービス及び宿泊サービスを柔軟に
組み合わせることにより、療養上
の管理の下で妥当適切に行うもの
とする。

(2)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第212条、第214条、第217条、第218条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第212条、第214条、第217条、第218条、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」

するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第 220 条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 210 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第 221 条の 3 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 53 条及び第 203 条、第 205 条、第 206 条第

(新設)

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第 220 条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

(3) 次条において準用する第 28 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(準用)

第 221 条の 3 第 9 条から第 13 条まで、第 15 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条の 2、第 41 条、第 53 条及び第 203 条、第 205 条、第 206 条第

4 項並びに前節（第 221 条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 213 条に規定する運営規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 206 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 210 条第 4 号、第 211 条第 5 項、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 220 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 2 款 人員に関する基準
(管理者)

4 項並びに前節（第 221 条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 31 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 213 条に規定する運営規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 206 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 210 条第 4 号、第 211 条第 5 項、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 220 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 28 条」とあるのは「第 28 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 2 款 人員に関する基準
(管理者)

第 225 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第 4 款 運営に関する基準
(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 231 条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(記録の整備)

第 238 条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 231 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ

第 225 条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第 4 款 運営に関する基準
(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第 231 条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(記録の整備)

第 238 条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 20 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

の際の利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 28 条
の規定による市への通知に係る記
録

(6) 次条において準用する第 38 条
第 2 項の規定による苦情の内容等
の記録

(7) 次条において準用する第 219
条第 2 項の規定による事故の状況
及び事故に際して採った処置につ
いての記録

(8) (略)

第 11 章 雑則

(電磁的記録等)

第 240 条 指定地域密着型サービス事
業者及び指定地域密着型サービスの
提供に当たる者は、作成、保存その
他これらに類するもののうち、この
条例の規定において書面（書面、書
類、文書、謄本、抄本、正本、副
本、複本その他文字、図形等人の知
覚によって認識することができる情
報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。）
で行うことが規定されている又は想
定されるもの（第 12 条第 1 項（第
59 条、第 80 条、第 108 条、第 128
条、第 149 条、第 177 条、第 189
条、第 202 条、第 221 条、第 221
条の 3 及び第 239 条において準用す
る場合を含む。）、第 115 条第 1
項、第 136 条第 1 項及び第 155 条
第 1 項（第 189 条において準用する
場合を含む。）並びに次項に規定す
るものを除く。）については、書面
に代えて、当該書面に係る電磁的記
録

_____により行

うことができる。

2 (略)

(4) 次条において準用する第 28 条
に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 38 条
第 2 項に規定する苦情の内容等の
記録

(6) 次条において準用する第 219
条第 2 項に規定する事故の状況及
び事故に際して採った処置につ
いての記録

(7) (略)

第 11 章 雑則

(電磁的記録等)

第 240 条 指定地域密着型サービス事
業者及び指定地域密着型サービスの
提供に当たる者は、作成、保存その
他これらに類するもののうち、この
条例の規定において書面（書面、書
類、文書、謄本、抄本、正本、副
本、複本その他文字、図形等人の知
覚によって認識することができる情
報が記載された紙その他の有体物を
いう。以下この条において同じ。）
で行うことが規定されている又は想
定されるもの（第 12 条第 1 項（第
59 条、第 80 条、第 108 条、第 128
条、第 149 条、第 177 条、第 189
条、第 202 条、第 221 条、第 221
条の 3 及び第 239 条において準用す
る場合を含む。）、第 115 条第 1
項、第 136 条第 1 項及び第 155 条
第 1 項（第 189 条において準用する
場合を含む。）並びに次項に規定す
るものを除く。）については、書面
に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によつては認識することが
できない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用
に供されるものをいう。）により行

_____により行

うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第240条の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条、第221条、第221条の3及び第239条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第 40 条（略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 42 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 24 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第 36 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 37 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7)（略）

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（新設）

（記録の整備）

第 40 条（略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)（略）

(2) 第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（新設）

(3) 第 24 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6)（略）

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 42 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 第 1 号から第 14 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 44 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定	介 護
--------------	--------------------------	--------

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第 42 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第 1 号から第 12 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第 3 章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 44 条 (略)

2～5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定	介 護
--------------	--------------------------	--------

小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設	職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	職員
(略)	(略)	(略)

7～13 (略)

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年

厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。) 第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。) 又は指定訪問看護事業者 (指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業 (同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。) に従事することができるものとする。

2・3 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第 53 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) を行ってはならない。

2 (略)

(新設)

2・3 (略)

第 4 節 運営に関する基準

(身体的拘束等の禁止)

第 53 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す

(新設)

る方策を検討するための委員会の設置)

第 63 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第 64 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 53 条第 2 項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 24 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 36 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 37 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第 4 章 介護予防認知症対応型
共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

(記録の整備)

第 64 条 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 53 条第 2 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 24 条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

第 4 章 介護予防認知症対応型
共同生活介護

第 2 節 人員に関する基準

と。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。 (新設)

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 (新設)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 (新設)

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。 (新設)

7 (略) 2 (略)

8 (略) 3 (略)

(記録の整備) (記録の整備)

第85条 (略) 第85条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介

護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する

護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、

者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合も含む。)及び76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録

により行うことができる。

2 (略)

「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合も含む。)及び76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第91条の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 32 条第 3 項（新条例第 65 条及び第 85 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 53 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 63 条の 2（新条例第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 37 号

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例
長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例（平成 26 年長門市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 1 章 趣旨及び基本方針 (基本方針)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター及び法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者のうち法第 115 条の 22 に規定する市長の指定を受けたものをいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 2 章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>	<p>本則</p> <p>第 1 章 趣旨及び基本方針 (基本方針)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防支援事業者（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター_____をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第 2 章 人員に関する基準 (従業者の員数)</p>

第 5 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 _____

_____ ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第 6 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に

第 5 条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

(新設)

(管理者)

第 6 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(新設)

(新設)

従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 (略)

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ _____、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員 _____

_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であつて次に

掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 (略)

(利用料等の受領)

第13条 (略)

(新設)

(新設)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則
第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 4 条、この章及び第 4 章の規定（第 33 条第 29 号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 4 条、この章及び第 4 章の規定（第 33 条第 29 号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(新設)

(記録の整備)

第 31 条 (略)

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存

しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ (略)

エ 第 33 条第 15 号の規定による評価の結果の記録

オ (略)

(3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (第 33 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。) の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第 28 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 29 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(15) (略)

しなければならない。

(1) (略)

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳ア～ウ (略)

エ 第 33 条第 15 号に規定する評価の結果の記録

オ (略)

(新設)

(3) 第 18 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 29 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3)～(15) (略)

受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ（略）

(17)～(28)（略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代

（新設）

イ 利用者の居宅を訪問しない月

_____において、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ（略）

(17)～(28)（略）

（新設）

第6章 雑則

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代

<p>えて、当該書面に係る電磁的記録</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>えて、当該書面に係る電磁的記録 <u>(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号及び第36条の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例の規定による改正後の長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。